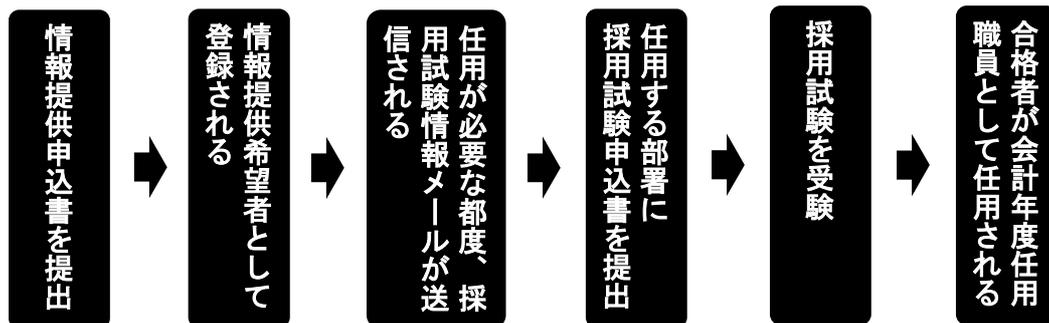


会計年度任用職員（短期間任用の事務補助員）採用試験情報提供希望者の募集

天草市では、臨時的な業務が生じたときや職員に欠員が生じたときなどに、事務補助員として短期間勤務していただける方を緊急に募集することがあります。

その際に、あらかじめ情報提供希望者として登録していただいた方に対して採用試験の情報をメールでお知らせします。

1 登録から任用までの流れ



2 登録申込方法

- (1) 提出書類 天草市会計年度任用職員（短期間任用）採用試験情報提供申込書
- (2) 提出先 天草市役所総務課
- (3) 受付期間 登録申込みは、随時受け付けます。
- (4) 確認メール 登録完了後、総務課（hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp）から登録確認メールを送信します。1週間経過してもメールが届かない場合は、末尾記載の問い合わせ先にご連絡ください。

3 登録の有効期間

登録の日から2年が経過する日が属する年度の末日まで

例) 令和4年3月に登録申込書を提出した場合は、令和6年3月31日まで有効。

4 情報提供を行う職の概要

- (1) 任用期間 6か月未満で必要な期間
- (2) 職種 事務補助員
- (3) 職務内容 ワード、エクセルなどでの文書作成・資料整理、窓口や電話対応（証明書等発行や簡易な対応、取り次ぎ）、その他事務の補助 など
- (4) 勤務日 原則として月曜日から金曜日のうち指定する日数
- (5) 勤務時間 週30時間（6時間×5日間）又は週31時間（7時間45分×4日間）を基本とする
- (6) 勤務場所 本庁、支所、出張所、その他出先機関
- (7) 報酬 勤務時間、天草市役所での職歴に応じて決定します。

(例) 週30時間勤務の場合 116,206円/月～123,019円/月

週31時間勤務の場合 120,080円/月～127,120円/月

要件を満たす場合に通勤手当を支給します。

(8) 身分

一般職の地方公務員として、地方公務員法の規定が適用されます。

兼業が一律に制限されることはありませんが、職務専念義務に支障をきたすような長時間の兼業や天草市職員の信用を失墜させるような兼業は禁止されます。

(9) 応募資格

年齢、性別、居住地等は問いません。

ただし、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は応募できません。

《欠格条項》

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 天草市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 その他

- ① 採用試験情報の提供は、原則として電子メールで行います。情報提供メールの送信から採用試験申込期限まで1週間程度となる見込みですので、日常的に受信確認が可能なメールアドレスの登録をお勧めします。
- ② 情報提供希望者として登録中であっても、市政だよりなどで募集する他の会計年度任用職員に応募いただいて構いません。
- ③ 採用試験情報の提供が不要となった場合は、登録を取り消しますので、末尾記載の問い合わせ先にメール、電話等でご連絡ください。
- ④ 事務補助員（短期間任用）の募集は不定期のため、登録期間内に募集がない場合もございますので、ご了承ください。

《問い合わせ先》

天草市役所 総務課給与厚生係 (本庁舎2階 25番窓口)

〒863-8631 天草市東浜町8番1号

電話 0969-24-8800 (総務課直通) F A X 0969-24-3501

Email hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp